

印旛利根川水防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例

平成19年2月1日

印利水条例第12号

(設置)

第1条 印旛利根川水防事務組合における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営に資するため、印旛利根川水防事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、監査委員及び議会をいう。

2 この条例において「諮問実施機関」とは、印旛利根川水防事務組合情報公開条例（平成19年印旛利根川水防事務組合条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第20条の規定により審査会に諮問をした実施機関又は印旛利根川水防事務組合個人情報保護条例（平成19年印旛利根川水防事務組合条例第10号。以下「個人情報保護条例」という。）第43条の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる条例の規定による諮問に応じ異議申立てについて調査審議する。

(1) 情報公開条例第20条

(2) 個人情報保護条例第43条

2 前項に定めるもののほか、審査会は、個人情報保護条例の規定により実施機関から意見を求められた事項について調査審議する。

3 審査会は、前2項に規定する調査審議のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 会長及び委員の報酬は、次のとおりとする。

情報公開・個人情報保護審査会会長	日額 7,400円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 6,900円

2 会長又は委員が公務のため旅行したときは、一般職の職員に支給する旅費の例により、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、情報公開条例第13条第1項に規定する公開決定等（以下単に「公開決定等」という。）に係る行政文書（情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）又は個人情報保護条例第23条第1項に規定する開示決定等、第33条第1項に規定する訂正決定等若しくは第41条第1項に規定する利用中止等決定等（以下「開示等決定等」と総称する。）に係る保有個人情報（個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書に記録されている情報又は開示等決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求

めることができる。

3 諮問実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、異議申立てに係る事件に関し、異議申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「異議申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審議会は、異議申立人等から申立てがあったときは、当該異議申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、異議申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第10条 異議申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第11条 異議申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第12条 審査会の行う異議申立てに係る調査審議の手続きは、公開しない。

（答申書の送付等）

第13条 審査会は、第3条第1項各号に掲げる条例の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを異議申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、印旛利根川水防事務組合事務局において処理する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第2条第2項、第3条第1項及び第3項並びに第8条から第13条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。